

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上尾市長

## 公表日

令和6年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	自立支援給付の支給に関する申請の受理、決定及び変更申請、変更決定の事務。(育成医療を除く) 地域生活支援事業の実施に関する事務 ・日常生活用具の給付等、特定地域生活支援事業に係るサービスの支給又は訪問入浴サービスの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・利用者負担額又は利用料の額の決定に関する事務
③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル(育成医療を除く)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、別表第一の84の項 ・番号法第9条第2項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の5 別表第2の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法別表第二の8、11、16、26、53、56-2、57、87、108、116の項のうち市町村長が情報提供者に含まれているもの 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び第9号 番号法別表第二の108,109,110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 障害福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	評価書名	障害者自立支援に関する事務	障害者総合支援法に関する事務	事後	
平成27年12月28日	公表日	平成27年3月27日	平成27年12月28日	事後	
平成27年12月28日	I 1.①事務の名称	障害者自立支援に関する事務	障害者総合支援法に関する事務	事後	
平成27年12月28日	I 4.②法令上の根拠	番号法別表第二の16,26,57,87の項	番号法別表第二の16,26,56-2,57,87,109,116の項	事後	
平成27年12月28日	I 4.②法令上の根拠	番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108,109,110の項	事後	
平成27年12月28日	I 5.②所属長	杉山 努	石川 克美	事後	
平成27年12月28日	II 1.対象人数	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	
平成27年12月28日	II 2.取扱者	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月28日	平成28年7月1日	事後	
平成28年7月1日	I 1.③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシ	事後	
平成28年7月1日	II 1.対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年7月1日	II 2.取扱者	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年7月1日	I 5.②所属長	石川 克美	池田 将寛	事後	
平成29年7月1日	II 1.対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月1日	II 2.取扱者	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月1日	公表日	平成28年7月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年9月1日	I 1.③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシ	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシ	事後	
平成29年9月1日	II 1.対象人数	平成29年6月1日時点	平成29年6月15日時点	事後	
平成29年9月1日	公表日	平成29年7月1日	平成29年9月1日	事後	
平成30年5月1日	II 1.対象人数	平成29年6月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	II 2.取扱者	平成29年6月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	公表日	平成29年7月1日	平成30年5月29日	事後	
平成30年6月13日	I 4.②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二の16,26,56-2,57,87,109,116の項	情報提供の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二の16,26,56-2,57,87,108,110,116の項	事後	
平成30年6月13日	公表日	平成30年5月29日	平成30年6月13日	事後	
平成31年4月12日	I 5.②所属長の役職名	池田 将寛	障害福祉課長	事後	
平成31年4月12日	II 1.対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年4月12日	II 2.取扱者	平成30年5月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年4月12日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月12日	IV 2特定個人情報の入手	—	十分である	事後	
平成31年4月12日	IV 3特定個人情報の使用	—	十分である	事後	
平成31年4月12日	IV 6情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事後	
平成31年4月12日	IV 7特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
平成31年4月12日	IV 8監査	—	内部監査	事後	
平成31年4月12日	IV 9従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
平成31年4月12日	公表日	平成30年6月13日	平成31年4月12日	事後	
令和1年12月2日	II 1.対象人数	平成31年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年12月2日	II 2.取扱者	平成31年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年12月2日	公表日	平成31年4月12日	令和1年12月20日	事後	
令和1年12月2日	I 4.②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 番号法別表第二の16,26,56-2,57,87,108,110,116の項  【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項 番号法別表第二の108,109,110の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び番号法別表第二の8、11、16、26、53、56-2、57、87、108、116の項のうち市町村長が情報提供者に含まれているもの ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項	事後	
令和3年4月1日	公表日	令和1年12月20日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 1 ②事務の概要	自立支援給付の支給(育成医療を除く。)又は地域生活支援事業の実施に関する事務。自立支援給付の申請受理、決定及び変更申請、変更決定。地域生活支援事業の申請受理、決定。	自立支援給付の支給に関する申請の受理、決定及び変更申請、変更決定の事務。(育成医療を除く) 地域生活支援事業の実施に関する事務 ・日常生活用具の給付等、特定地域生活支援事業に係るサービスの支給又は訪問入浴サービスの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・利用者負担額又は利用料の額の決定に関する事務	事後	
令和3年4月1日	I 1 ③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワーク	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
令和3年4月1日	I 2 特定個人情報ファイル名	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	受給者情報ファイル(育成医療を除く)	事後	
令和3年4月1日	I 3 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の84の項 別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第60条	・番号法第9条第1項、別表第一の84の項 別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第60条 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の5 別表第2の17の項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第5条第17項	事後	
令和3年4月1日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び番号法別表第二の8、11、16、26、53、56-2、57、87、108、116の項のうち市町村長が情報提供者に含まれているもの ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項 番号法別表第二の108,109,110の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び番号法別表第二の8、11、16、26、53、56-2、57、87、108、116の項のうち市町村長が情報提供者に含まれているもの ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項 番号法別表第二の108,109,110の項 番号法第19条第8号	事後	
令和3年4月1日	II 1.対象人数	平成31年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II 2.取扱者	平成31年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IV 5 特定個人情報野提供・移転	提供・移転しない	十分である	事後	
令和4年1月4日	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の84の項 別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第60条 ・番号法第9条第2項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の5 別表第2の17の項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則第5条第17項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、別表第一の84の項 ・番号法第9条第2項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の5 別表第2の20の項	事後	評価再実施に伴う変更
令和4年1月4日	I 4 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び番号法別表第二の8、11、16、26、53、56-2、57、87、108、116の項のうち市町村長が情報提供者に含まれているもの ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項 番号法別表第二の108,109,110の項 番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法別表第二の8、11、16、26、53、56-2、57、87、108、116の項のうち市町村長が情報提供者に含まれているもの 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び第9号 番号法別表第二の108,109,110の項	事後	評価再実施に伴う変更
令和4年12月28日	II 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和4年12月28日	II 2.取扱者	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年12月28日	II 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年12月28日	II 2.取扱者	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価再実施に伴う変更